

# 独立監査人の監査報告書

令和5年2月17日

一般財団法人 JELA

理事長 古屋 四朗 殿

川田公認会計士事務所

神奈川県川崎市

公認会計士 川田 充

## 監査意見

私は、一般財団法人 JELA の委嘱に基づき、一般財団法人 JELA の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表含む。）、その附属明細書並びに重要な会計方針を含む財務諸表に対する注記（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

## 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい

て独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

一般財団法人 J E L A  
理事長 古屋 四朗 様

令和 5 年 2 月 22 日  
一般財団法人 J E L A

監事 安藤 淑子  
監事 池永 清



## 監 査 報 告 書

私たち監事は、一般財団法人 J E L A の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの会計及び業務並びに公益目的支出計画の実施状況について、監査を行いました。

その結果について次の通り報告いたします。

### 1、監査の概要

- (1) 会計監査については、必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書の正確性を検討しました。また、公認会計士による監査にはその都度立会い、財務内容に係る専門的見地からの所見を聴取することにより、所要の内容把握に努めました。
- (2) 業務監査については、Zoom により三度と対面一度の全理事会に陪席し業務執行の妥当性を考察し、いずれも業務目的に沿った取組がなされていることを確認しました。
- (3) 公益目的支出計画実施報告書については、事業報告・計算書類及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて公益目的支出計画の実施状況の妥当性を検討しました。

### 2、監査意見

- (1) 計算書類及び附属明細書は、財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為または法令及び定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (4) 公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、当法人の公益支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

### 3、その他の所見

- (1) 和田真理子氏の遺贈により和田真理子基金が 2013 年に設けられ、その使途目的の検討がなされてきました。今年度、和田真理子基金を仮称「レガシーファンド」とし資産運用果実特定事業の予算とすることが決定されました。具体的な基金運用は財務委員会が担当

し、ファンド利子は理事会がその用途を検討することとなりました。しかし、いまだ具体的な資産運用及び利子の用途決定がなされておらず憂慮されます。適切な用途の検討を引き続き進めていただきますようお願いいたします。

- (2) 当法人は2013年より公益法人化を目指してきました。一昨年は、一般財団法人日本福音ルーテル財団を立ち上げ、一般社団法人日本福音ルーテル社団を吸収合併しました。その後、一般財団法人日本福音ルーテル財団は名称を一般財団法人JEL Aに変更しました。内閣府からは申請についての助言や指摘があるものの、申請自体は認定委員会による本格的な審議に至っていません。今まで、公益法人化について様々な懸案事項を辛抱強く解決してきた当法人理事と職員の努力を評価すると同時に、迅速な公益法人化に向けての更なる尽力を期待致します。尚、特筆すべきは学校教育助成委員会が今年度に設置されたことです。当法人の主なる三事業の一つである奉仕者育成事業への貢献を期待します。
- (3) 職員の勤務形態については新型コロナウイルス拡散も春には大分落ち着いてきたので、夏からは従前のように全職員が事務所勤務に戻りました。

以上